

# 令和8年度 甲賀市長距離通勤支援金 募集要領

## 【事業概要】

市内商工事業者の正社員・正職員で、片道30キロメートル以上の通勤をしている方を、最大36月間支援します。

## 【交付申請書の提出期限】

交付申請書は、勤務先を通じて、令和8年(2026年)5月29日(金)までに、下記の提出先あて直接持参又は郵送で提出してください。

※5月以降に就職される方の申請方法については、お問い合わせください。

### ≪申請書類提出先≫

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市役所 商工労政課「長距離通勤支援金」係あて

※郵送の場合、封筒の裏面には差出人の住所、氏名を記載してください。

## 【注意事項】

- 提出された申請書類はご返却できませんので、ご了承ください。写しが必要な場合は、各自で控えを作成し保管してください。
- 申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。期限に余裕をもって提出してください。

## 【お問い合わせ先】

甲賀市 産業経済部 商工労政課

TEL : 0748-69-2188 FAX : 0748-63-4087 Eメール : koka10351000@city.koka.lg.jp

### <市内商工事業者の定義>

次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 本市の区域内に店舗又は事業所を有し、今後も本市において営業又は事業を継続する意思があること。
- (2) 専ら日本標準産業分類（令和5年7月改定）における「A農業、林業」、「B漁業」、「P医療、福祉」、「Q複合サービス事業」、「S公務（他に分類されるものを除く。）」及び「T分類不能の産業」に分類される産業以外の事業を行っている者であること。

## 第1 支援金の概要

### 1 制度の目的

市内商工事業者の人材確保及び従業員の就労継続の支援を目的とします。

### 2 制度の概要

市内商工事業者へ片道30キロメートル以上かけて通勤している従業員に、毎年度、支援金を支給します。(最大36月)

### 3 支援対象者

次の(1)から(4)のすべてに該当する方です。

- (1) 市内商工事業者にて正社員・正職員として雇用され、5年を経過していない者  
※申請年度の3月1日時点で雇用が継続している者(申請年度内に他の市内商工事業者にて再就職し、3月1日時点で雇用が継続している者を含む。)に限る。  
※申請年度の途中で5年を経過する場合においても、申請時点で5年を経過していなければ当該年度分が対象になります。
- (2) 本市の区域内にある事業所を主たる勤務地とし、片道30キロメートル以上の通勤をしている者  
※通勤手段は問いません。
- (3) 暴力団員でない者
- (4) 市税(市民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。以下同じ。)の滞納がない者

### 4 助成対象にならない就職先

上記3に該当する方でも、次の(1)～(4)のいずれかに該当する企業・事業所に就職される方は、支援の対象となりません。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する企業・事業所
- (2) 市税の滞納がある企業・事業所
- (3) 宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動を行う企業・事業所
- (4) 性風俗関連特殊営業を行う企業・事業所

### 5 支援対象期間

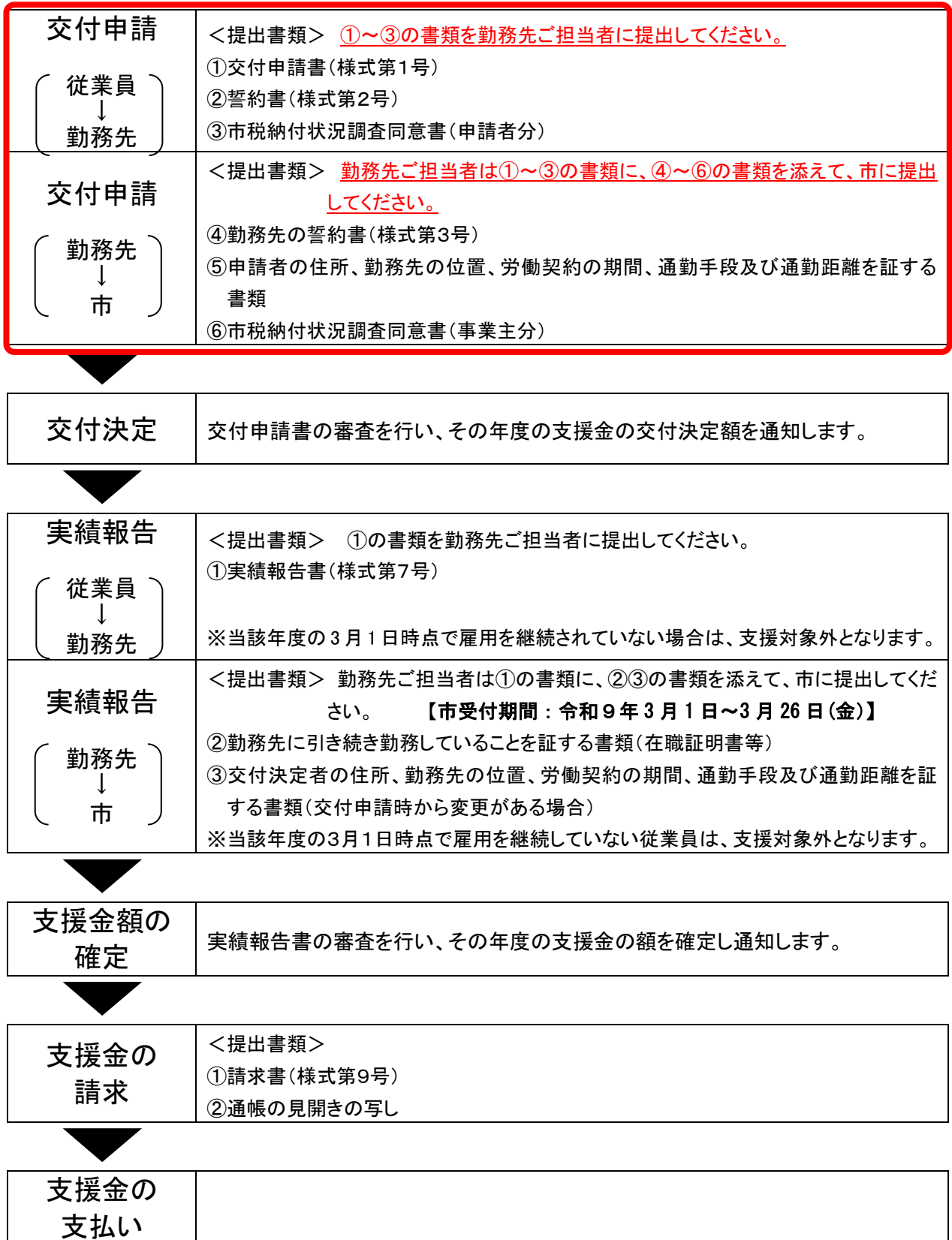
雇用された日の属する月(前年度から引き続き勤務している方は4月)から当該年度の3月まで(最大36月)

### 6 支援金額

通勤手当の支給月数×5,000円

## 第2 手続きの流れ

↓↓↓まずは、こちらの「交付申請」の手続きをお願いします↓↓↓



### 第3 その他

- (1) 本支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、本支援金の交付決定を取り消し、支払期限を定めて返還を請求します。
- (2) 支援金支払後に、市又は国の会計検査院等が、個別に検査を実施する場合がある他税当局に申請内容について情報提供を行う場合があります。
- (3) その他、ご不明な点がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。